

不法投棄禁止



みんなが厳しい目を向け、不法投棄等を許さない地域づくりを進めましょう。

不法投棄は **犯罪** です！

【主な罰則】

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科

1. 無許可営業 許可を受けずに廃棄物の収集・運搬、処分を業として行うこと。
2. 無許可業者への委託 事業者が許可を受けた処理業者等以外の者に廃棄物の処理を委託すること。
3. 受託禁止違反 許可を受けた処理業者等以外の者が廃棄物の処理を受託すること。
4. 投棄禁止違反 廃棄物をみだりに捨てること。
5. 投棄禁止違反未遂 不法投棄の未遂。
6. 焼却禁止違反 廃棄物の焼却禁止に違反すること。
7. 焼却禁止違反未遂 不法焼却の未遂。

また、法人には1, 4, 5, 6および7の違反については三億円以下の罰金が、2および3の違反については1,000万円以下の罰金が科せられます。

3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれを併科

8. 委託基準違反 事業者が処理を委託する際に委託基準に違反すること。
9. 不法投棄・不法焼却のための廃棄物の収集の禁止 不法投棄・不法焼却を行うため廃棄物を収集すること。

また、法人には300万円以下の罰金が科せられます。

(5) 土地に関する情報 (分かれれば)
・土地所有者、使用者の住所、氏名、連絡先

大津市区域については、大津市役所にご連絡ください。
大津市・不法投棄対策課 (077) 528-2910

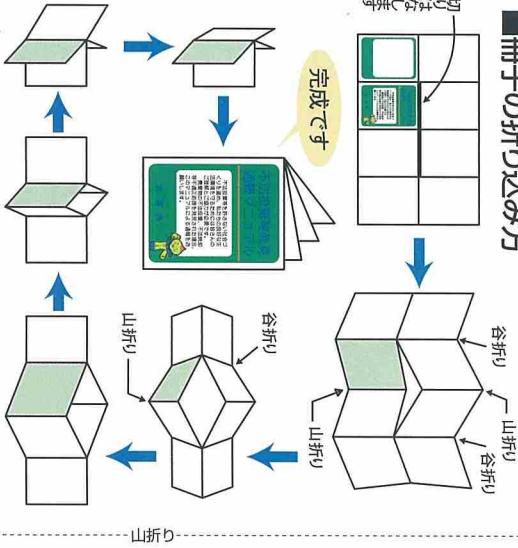
(4) 現場の状況
・廃棄物の種類
・廃棄物の量 (ダンプ○台分等)
・出入りしている車両の様子
(台数、ナンバー、形状、車両記載事項等)
・行為者の特徴 (人数、風貌、特徴等)
・周辺環境への影響 (悪臭、水源の汚染等)

(3) 発生場所
・所在地番 (地番が不明な場合は進入路等)
・利用状況、付近の特徴 (現場確認の際の目印など)

(2) 発見日時
・年月日・時間帯
・定期制・継続性の有無

(1) 通報者の氏名、連絡先

■ 通報する内容



不法投棄等を許さない社会づくりを進め、私たちの良好な生活环境を守るために皆さんのご理解とご協力が必要です。
廃棄物の不法投棄、不法焼却等不適正処理を発見された場合、このマニュアルによる通報をお願いします。

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県循環社会推進課
電話 077-528-3475
FAX 077-528-4845
<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/haikibutsu/>

滋賀県



[罰則]
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、
またはこれが併科されます。

[罰則]
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、
またはこれが併科されます。

不法投棄等発見 通報マニュアル

通報先一覧

管轄地域	通 報 先	通 報
草津市、守山市、栗東市、野洲市	南部環境事務所 草津市草津三丁目14-75 電話 (077) 567-5456 FAX (077) 564-1733	草津市環境事務所 草津市水口町水口6200 電話 (0748) 63-6134 FAX (0748) 63-6135
甲賀市、湖南市	甲賀環境事務所 甲賀市水口町水口6200 電話 (0748) 63-6134 FAX (0748) 63-6135	東近江市、守山市、守山町 東近江市八日市緑町7-23 電話 (0748) 22-7759 FAX (0748) 22-0411
彦根市、愛荘町、甲良町、多賀町	湖東環境事務所 彦根市元町4-1 電話 (0749) 27-2255 FAX (0749) 27-1688	彦根市、彦根町、甲良町、 多賀町、日野町、竜王町
長浜市、米原市	湖北環境事務所 長浜市平方町1152-2 電話 (0749) 65-6653 FAX (0749) 63-4040	長浜市、米原市
高島市	高島環境事務所 高島市今津町今津1758 電話 (0740) 22-6066 FAX (0740) 22-6105	高島市

発見したら

不法投棄等を発見した場合は、次の頁の各環境事務所または、下記まで通報願います。
県庁・循環社会推進課廃棄物対策室 (077-528-3475) 内
産業廃棄物不法投棄 110番
(電話・FAX・メール)
0120-79-3853

（なくそう産廃ごみ）
★メールアドレス
sanpai110@pref.shiga.lg.jp

不法投棄が行われやすい場所

- ①民家が近くになく、周辺からの見通しが悪い場所
- ②主要道から少し入ったところで、トラック等の通過する道幅がある場所
- ③幹線道路から近いほど交通の利便がよい場所などといった条件の場所がねらわれやすいと言われています。

不法投棄等の問題点

法律では、何人も、一定の例外を除き廃棄物を焼却してはならない、とされています。
これに違反して廃棄物を焼却することを不法焼却といいます。

【焼却が認められる例外とは】
■廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
■他法令またはこれに基づく处分により行う廃棄物の焼却
■公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして『政令で定めるもの』
※政令で定めるものの焼却
●農業、園芸等の事業者による廃棄物の焼却
●廃棄物の燃え難いもの
●復旧のために必要な廃棄物の焼却
●風俗営業上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
●農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われたとき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

原状回復

不法投棄された廃棄物の撤去等には多大な費用と時間がかかり、元の状態に戻すことは大変困難となります。



資源循環

不法投棄等、廃棄物の不適正な処理により、資源循環が妨げられることがあります。



環境汚染

不法投棄された廃棄物は、自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、将来にわたりて、悪臭・地下水汚染などの公害問題を発生させ、健康や生活にも悪影響を及ぼすことがあります。



[罰則]
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、
またはこれが併科されます。